

議会改革調査特別委員会記録

平成24年7月27日（金）

於：第1委員会室

議会改革調査特別委員会記録目次

平成24年7月27日（金）

出席委員	1
枚方市議会委員会条例第21条による出席者	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午前9時57分）	2
決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて	2
常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについて	2
反問権の付与について	19
通年議会について	22
散会宣告（午後0時7分）	27

議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成24年7月27日（金曜日）

出席委員（9名）

委員長	大森由紀子	委員	大地正広
副委員長	高橋伸介	委員	福留利光
委員	前田富枝	委員	大橋智洋
委員	堤幸子	委員	堀井勝
委員	木村亮太		

枚方市議会委員会条例第21条による出席者

行政改革部長	奥誠二	財務部長	高井法子
--------	-----	------	------

本日の会議に付した事件

1. 決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて
2. 常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについて
3. 反問権の付与について
4. 通年議会について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局係長	尾田岳志
事務局次長	五島祥文	事務局係長	吉田章伸
事務局課長	大西佳則	事務局主任	井田昌誕
事務局課長	沖卓磨	事務局主任	櫻井啓佑
事務局課長代理	田中朗	事務局主任	藤野亜希子
事務局係長	居内琢磨		

○大森由紀子委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午前9時57分 開議)

○大森由紀子委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○大森由紀子委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○大森由紀子委員長 これから調査に入ります。

○大森由紀子委員長 まず、決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて及び常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについてを一括議題とします。

○大森由紀子委員長 本2件については、委員から資料の提出がありましたので、説明を求めます。福留委員。

○福留利光委員 おはようございます。この内容は、事前に皆さんの方には資料を配付させていただきました。表現が、決算特別委員会の事業仕分けはいいんですが、常任委員会の決算・予算審査の機能というのはちょっと違うんですが、今回、資料の部分で改めて、説明をさせていただきたいと思います。

大きくは3点、提示させていただきたい。

1点目は、決算機能を予算と同じような形で9月議会の中ですべて完結させ、そして、新たに次年度予算にその決算の内容を反映させていく、その時間を少し確保していきたいというのが大きな目的でございます。資料の方を見ていただければわかるように、例年は9月初めに9月議会が始まり、9月末ぐらいに閉会します。閉会后、決算特別委員会が開催され、10月末ぐらいに決算審査が終了し、12月議会で初めて決算が承認されるという流れでございました。

改善案というのは、9月議会の始まりは一緒なんですが、決算特別委員会を会期中に開始して、恐らく、会期は少し延長されるような形になると思うんですが、その中で決算を認定していくという形にしてはどうかという提案でございます。

予算特別委員会は既に3月議会の中ですべて完結できているという形もございまして、決算と予算の関連というのは財政運営上も非常に重要なものでございまして、そういった視点から、この内容を提起させていただきたいというのが1点目でございます。

続いて、2点目なんですが、予算も決算も全議員が参加できるような仕組みにしてはどうかというのが、我々の会派の提案です。前回の一般質問では、27人の方が質問をされました。議員になった以上は、最低限度の権利といいますか、一般質問もしかり、そして、財政運営上、決算、予算も非常に大事ではないかなと。傍聴では、自分の思いという部分がなかなか言えない。会派での運営という形の中で、現在は決算特別委員になっている人となっていない人がいて、なっていない人は決算や予算に対して、なかなか物が言えない仕組みの中になっている。会派の中で統一されて代弁すればいいのですが、自分の思いというのは表現が難しいところもございまして。そういうことから、一般質問と同じような形で、全員が質問

できるようにしてはどうかということでございます。

改善案1、2という部分を参考として見ていただいているんですが、まず、改善案1というのは、今、議員はそれぞれ、総務、文教、厚生、建設という所管ごとに、1年サイクルで常任委員会を担当されております。その担当議員がそれぞれの所管に基づいて決算や予算の質問をしてはどうかということでございます。

そして、改善案2というのは、現状と同じところも若干あるんですが、総務、文教を1つにくくり、厚生、建設を1つにくくり、この2つにくった中で、全員ではなく、それを所管する議員が質問をしていくということです。

改善案の1も2も、恐らく、詰めていったときにはまだまだ改善すべき点が非常にあり、問題点も結構あると思います。両方とも、我々の会派としてはマストとは思っておりませんので、まずは全員が質問をしていくかどうかという部分を決めていただき、そして、それに基づいて、内容の部分を決めていっていただきたいと思っております。

そして、3点目、決算・予算特別委員会に事業仕分けをという部分でございますが、3年ほど前に、枚方市でも、若干、パフォーマンス的な部分で事業仕分けを行いまして、私は市民受けは非常によかったと思いますし、庁内の意識改革にも非常につながっていると感じておりました。本来ならば、やっぱり議員がしっかりと事業を仕分けして、その事業の見極めをしながら新たな事業を展開するとか、また、効率化を求めていくとか、こういったことを行う必要があると思っております。

ただ、そういう事業仕分けの場を設けるのがいいのかどうかというのは、今回の提案ではあえて申し上げておりません。いわゆる決算・予算審査、もしくは、所管するそれぞれの総務、文教などといった委員会の中でも、こういった事業仕分け的な思いを持ちながら、今後行政に対し、ただしていくというところが我々議員の大きな仕事ではないかという意味で、事業仕分けの機能という部分を追加といいますか、もう一度確認して、やっていってはどうかということでございます。

現在、奥部長の方で、事務事業の総点検というのをやられておりますが、まだそれが出る前の段階において、我々の会派として提案させていただいたもので、当然ながら、事務事業の総点検も今後参考にしていきながら、そういった部分も踏まえて、今後、事業仕分けをやっていったらどうかということでございます。

以上3点が、我々の会派の提案でございますが、この場でしっかりと皆さんの御意見をお聞きしながら、あるべき姿への議会改革をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○大森由紀子委員長 ただいまの福留委員の御説明からすれば、本2件については、大きく3つのテーマに分けられるのではないかと考えております。

1つ目は、資料1の1枚目にある、前年度決算の早期議決に向けた決算特別委員会、議会開催日程の調整について。

また、2つ目は、資料1の2枚目から3枚目にかけての、全議員が参画できる仕組みへの改革について。

また、3つ目は、資料1の3枚目の最後にある、決算・予算特別委員会に事業仕分け機能を持たせることについてでございます。

議論を整理するためにも、委員間での御協議はこれらのテーマごとに順に行っていただきたいと考えています。

○大森由紀子委員長 それでは、まず、資料1の1枚目にある、前年度決算の早期議決に向けた決算特別委員会、議会開催日程の調整について、御協議をお願いしたいと思います。

本件については、事務局が既に府内及び中核市の状況を調査しておりますので、御協議の前に、簡潔に報告を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 お手元に配付の資料2を御覧ください。

(1) 決算を9月議会中に採決している市議会について、府内及び中核市の状況を御説明申し上げます。

平成23年12月時点の調査によりますと、府内32市中では12市ございまして、中核市38市中では23市ございます。該当市については、記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの事務局の報告も参考にさせていただいて、委員間で御協議をお願いします。

なお、本日は、御多忙の中、理事者にも御出席いただいております。委員から質疑をさせていただくなど御発言を求めることもあるかと思いますが、何とぞ、よろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 それでは、委員の皆さんの積極的な御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。堀井委員。

○堀井 勝委員 今、事務局から報告いただいた、府内12市、中核市23市がどういうやり方をやっているか、そこまでは調査していますか。もし調査していれば教えてほしい。

○山下寿士市議会事務局長 私が報告を聞いている限りでは、今、説明があったように、9月議会の会期中に決算審査をされているというところまででございます。どのようなやり方をしているのかというところまでは確認しておりません。

○大地正広委員 この件につきまして、平成22年の決算特別委員会におきまして、当時、私どもの会派の森議員から同趣旨の提案をさせていただいたときに、決算書の完成が間に合わないという答弁をいただいております。9月議会中に決算審査をする場合、8月頭に決算書の作成が間に合うのかどうか、審査期間も含めての発言が森議員からあったと思うのですが、その件につきましてどうお考えでしょうか。

○高井法子財務部長 その件につきましては、資料1の方の日程を見させていただきますと、通常の9月議会と決算特別委員会の日程を足した形になっているように思います。その期間内で調整していくということで、9月議会の初めの方ということになると非常に厳しい状況ではあると思うんですけれども、そこら辺の日程について御配慮いただくようであれば、一定、可能性も想定できるかとは思っております。要は、後ろの方の日程で決算の御審議をいただくということであれば、可能性もあるかと思っております。

○大地正広委員 具体的には、決算書の完成というのは、あのときは8月末ということでお答えいただいたと思うんですけれども、もう少し早くなるということでしょうか。

○高井法子財務部長 早くするというのは、実際、事務的に非常に困難な部分がございますけれども、この資料1によりますと、決算の議決、閉会が10月22日ということになってお

りますので、9月13日から始まります議会日程の後半部分であれば、何とか調整ができる可能性もあると考えております。

○**大地正広委員** そうしましたら、今のスケジュールでは、9月議会の閉会が10月22日というお考えということでしょうか。

○**高井法子財務部長** いえ、私どもの考えということではなくて、資料を見せていただいた上での話としてさせていただいております。

○**大地正広委員** もしできるのであれば、私どもの会派としましては、この件につきまして、決算審査も踏まえての予算審査ができるということなので、ぜひ、実現に向けて進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**大森由紀子委員長** 決算審査ということですね。

○**大地正広委員** 決算審査をということで、ぜひ、よろしくお願いいたします。

○**木村亮太委員** こちらの件につきましては、事前に福留委員にお話を伺いまして、基本的には、私と、私の会派は賛成です。こちらは、その心は的なところで言うと、決算の内容がちゃんと次の予算案に反映されているのかどうかというところで、具体的なスケジュールについては、決算書がいつできるのかなどという細かい調整が必要になってくるかと思うんですが、この決算の議決と、行政側が次の予算編成をどういうふうにされているのかということにもよってくると思うんです。例えば、10月22日に決算を議決して、9月議会が閉会しても、予算編成自体が10月1日から始められているというのであれば、このスケジュールになっても余り意味がないなと思います。

決算書が8月末にできて、準備すれば9月末ぐらいから決算審査ができるというお話だったと思うんですけれども、逆に、その予算編成というのは、大体、どのようなスケジュールでされているのか、お伺いします。

○**高井法子財務部長** 予算編成事務自体につきましては、10月に入って早々に予算編成方針を庁内に示した上で、各担当部署は予算要求の作業に入っております。それがスタートということではございますけれども、本市の場合は、包括予算制度をとっている関係で、通常の変更のない経常経費については、最終的には12月末をめぐりに各部の方で予算をまとめております。それ以外の投資的事業や政策的な予算につきましては、1月末に最終確定いたしますので、議会の方で決算の御審議をいただき、さまざまな御意見、指摘事項など、多分に政策的な施策に係る大きな話が大半であるかと思っておりますので、そうした内容についての予算への反映につきましては、最終の1月末の予算を締める段階まで、当然、調整が行われます。

10月1日から予算編成作業が始まりますが、日程的に言いますと、従来から12月議会、あるいは決算で御指摘いただいた内容については、それを踏まえた形で予算編成を行っておりますので、それにつきましては大きな変更はないと考えております。

○**木村亮太委員** でしたら、仮に、10月22日に決算の質疑が終われば、スケジュール的には、行政としてもしっかりと予算案に反映ができると認識しておいてよろしいでしょうか。

○**高井法子財務部長** その時点では、各部の方で予算要求の作業に入っておりますので、決算の御審議が終わっておれば、より行政側としてはきちんとした対応が可能になるという部分もあります。

○木村亮太委員 かしこまりました。ここら辺のスケジュールが結構ポイントになってくると思っていますので、うまくいくのであれば問題ないのかなと思います。細かいところはもう一度確認した方がいいのかもしれませんが。

あと、我々は決算審査の中で意見するわけですが、最終的に予算案が出てきたときに、意見を勘案してこうなりましたというところを、もう少し具体的に入れていただきたいなど。これは、ここで言う話でないのかもしれないですが、

スケジュールに関しては、仮にこちらの方で次の予算編成の中に意見が反映できるものになっているのであれば問題ないというところで終わりにします。

○堤 幸子委員 今のお話ですと、現状の決算特別委員会のスケジュールでも、政策決定や予算に十分反映されているということなんでしょうか。

○高井法子財務部長 もちろん予算につきましては、3月定例会での議決に至るまでの間は、決算だけではなく、それ以外の一般質問を含めまして、十分、議会の御意見を反映させていただいていると考えております。

○堤 幸子委員 いえ、このスケジュール、改善案のところでは9月議会中ということで、9月議会自体が延長されたらまた話は別なんですけれども、決算は大事な委員会ですので、決算書の提出から決算特別委員会までに決算書を全部見て調査したり、資料を作成したり、そういう期間は要すると思うんです。それにプラス、9月議会で提案される議案があり、その調査もしないといけないというところで、皆さんがその辺をどう考えておられるのかをお聞きしたいと思うんです。

この期間で、この日程できちっとした調査などができるのか。決算特別委員会の中で配付する資料もたくさん作成してもらおうということもあるので、その辺もどうなのかなと。議員さんの方に聞きたいんですけども。

○大森由紀子委員長 提案者の福留委員、よろしいですか。

○福留利光委員 私も、その課題はおっしゃるとおりだと思うんです。例えば、今年の場合でしたら9月11日が定例会初日の予定で、一般質問が4日間ございまして、9月24日に一般質問は終わりますと。じゃ、この日程からすれば、決算の日程を入れるのは、その週か、もしくは次週になりますよね。微妙なところではあると思うのですが、これぐらいだったら間に合うのかなと。ですから、恐らく、10月の第1週ぐらいが決算特別委員会というような形になると思います。どんな決算特別委員会にするのか、今までどおりの決算特別委員会でしたら5日間必要なんです。だから、この週というのは10月1日から5日までが決算という形になりますよね。時間的な余裕というのは本当に1週間ぐらいしかないというのは事実であると思います。

今までが時間的に余裕があったというところはあって、やっぱり集中したときにはその間で、慣れといいますか、一般質問も決算もその流れの中で、ある程度、質問内容を決めていけるものかなとも思いますし、そこでもし課題があれば、私は、日程調整の部分で9月議会をもう少し延ばしてもいいのかなと。資料にある日程は、平成22年度の例になるんですけども、別にこれにこだわる必要は全然なくて、10月いっぱいぐらいまでは見てもいいと思います。ただ、関連してくるのが予算なんです。以前、私が高井部長にお聞きした平成24年度予算のプロセスというのが、10月13日ぐらいに予算編成方針が決まり、予算編

成が10月中旬ぐらいからもうスタートするわけなんです。

現状もそうなんですけれども、いずれにしても、日程があんまりないというのは事実なんです。だから、細かな日程調整はこれからやっていったらいいと思います。それは行政側の予算編成の日程とあわせながら調整していったらいいと思いますので、とりあえず、決算を9月議会中にやっしまえば、ある程度、予算へも反映できると思いますので、そういう御理解で一度考えていただけないかなと思っております。

○大森由紀子委員長 今の堤さんの意見に対して、日程がタイトじゃないかということについて、何か意見があれば。前田委員。

○前田富枝委員 福留委員のおっしゃったとおりだと思います。ただ、担当課がつかまらないというのも、可能性としてゼロではないと思うんです。今回、27人の議員が一般質問をされて、私は結構早目からヒアリングしていたんですが、やっぱりずっと並ばれている職員もおられまして、内容が重なってしまえば、その対応はもう本当に大変だと思うんですけれども、その辺がどうなのかなというのが1つあります。

○大森由紀子委員長 理事者側の対応について、高井部長、お願いします。

○高井法子財務部長 今、御意見いただきましたとおり、一般質問の対応というのは非常にタイトな中でさせていただいていますので、先ほども申し上げましたように、9月議会の会期を従来よりも長く見ていただく中で、日程を行政の方と十分調整していただくことによりまして可能になるということと、それから、先ほど資料についての御質問もあったんですけれども、資料につきましても、審査のための資料ということで、よりの確に絞っていただくとか、そういったこともこちらとしてはお願いさせていただきたいと思います。

○木村亮太委員 タイトになるかもしれませんが、そこは、個人的には、頑張るしかないのかなと思っています。極論を言えば、11月や12月に決算審査をやって、じっくり議論したけれども次の予算案には反映されないとなるよりは、その限られた時間の中で頑張るといえるか、準備するというのがポイントになってくるのかなということと、あとは、先ほどの資料の話に若干逆行するのかもしれませんが、決算・予算審査に当たっての資料を、逆にもう少し充実させて、共通のフォーマットとして充実させてしまえば、基本的な質問はもう出ないんじゃないかなと。

例えば、あるイベントについての決算額、100万円、200万円というふうに決算書に載っていると思うんですけれども、実際、その目的や、参加者が前年に比べてどれだけ増えているのかなどというのは、もちろん、決算書だけ見てもわからない。ですので、その担当課の方にお話を伺ってというところになっていると思うんです。ただ、実際のところ、本来的には部や課でそういうのをまとめているはずだと思うので、その資料を最初の段階で提示していただければ、そういった基礎的な質問ではなく、もういきなり、参加者が減っているのにまだ続けるのかというところから始められます。

京丹後市などのように、施策評価や行政評価などと決算書や予算説明書などをリンクさせていってというふうにするにはいいのではないかなと思っておりまして、ちょうど、8月3日に亀岡市議会の方が来られるんですけれども、亀岡市でも、そういったやり方をしているので、そこら辺の話も聞きながらやればいいのではないかなということと、あと、一般質問に関して思うのは、通告から一般質問までの時間がちょっと短いんじゃないかと。何か難しいところ

があって、私の場合、結構、1回目か2回目のときに苦勞したので、アンオフィシャルな形になるんですけども、2カ月前ぐらいから、実質、もう通告をしていたんです。もうこれについては聞かから考えといてくださいなどと伝えていたんですが、結局、答弁が返ってくるのは一般質問の2日前とか1日前とかになってしまうので、そこら辺はお互いの努力が必要なのかなとは感じています。

○大森由紀子委員長 今の木村委員の、例えば、基本的な資料が出せれば、聞くだけで済むようなことは聞かなくていいんじゃないかということについて、見解をお聞きしてもいいですか。

○高井法子財務部長 すべての事務事業についての基礎的な検証につきましては、施策評価における事業計画、あるいは各担当が事務事業の実績評価という形ですべてやっております。それを見ていただくと全体を網羅したものがわかるんですけども、ただ、作業的な点で言いますと、従来から、10月以降、10月から11月にかけてやっとなら完成するというようなことですので、今回のこの日程の中でそれをということになると、やはり行政側として対応が非常に難しいと申し上げておく必要があると思います。

○大森由紀子委員長 それともう一点、木村委員が言われた、通告から質問までの期間が短いんじゃないかということについては、また違う場ということ。堤委員が言われた、時間的なことについてはよろしいですか。堤委員。

○堤 幸子委員 一般質問は、今、1人30分という時間でやっていて、一応、3日間でおさまっているという形になっているんですよ。9月から4日間になって、30分ですずっとやっていくというわけでもないと思いますが、暫定的に全員が質問できるように30分という形に決めていただいて、すごくやりやすくなっていると思うんです。時間的な配分もあるので、とても質問しやすいと思うんです。

ただ、これからの流れで、その30分が、もし1人45分とかになっていったとしたら、もしかしたらこの4日間というの、延びる可能性も出てきますよね。そうすると、今、9月24日から9月末ぐらいに一般質問をして、10月1日から5日間ぐらいで決算審査という予定でいけるんじゃないかみたいな話だったんですけども、それがまた、結局、後ろにずれ込んでしまうので、平成22年度のパターンである10月22日の決算終了というのに極めて近付いてしまうという感じかなと思うんです。

だから、予算に反映できるので決算を早く終わるとするのは、予算に少しでも反映できるというのはとても前向きで、わかりやすくいいと思うんですけども、この9月議会のときに提案議案がもう本当に多くて、これでやり切れるのかなという不安が私の中では少しあります。頑張ればということだったんですけども、すごく大変で、決算も大変なので、それをやり切れればもちろんいいんですけども、やり切るとするのは大事なんですが、中途半端にはしたくないですし。

後ろの方で決算審査という形にするということは、決算書や資料も間に合うということで、今の予定より、平成22年度の決算終了より少し早くなるぐらいなのかなと感じるんですけども、そのことと9月議会中におさめるということ、それが大事というか、目的なんですか。

○堀井 勝委員 今、ずっと聞かせてもらっていたら、提案者の方からも、10月22日より

もずれるかなというお話もあったし、高井部長の方からも、9月議会をずっと延長してもらえらというお話があったので、恐らく、10月22日から10月いっぱいぐらいでおさまるようにするのかなと僕は解釈しているんですが、違うんですか。

○**福留利光委員** 僕のイメージも、今、堀井委員が言われたとおり、結局、決算は今までどおりの日程でもいいんですよ、時間的なものは。タイムラグというところで、例えば、1週間早められるのであれば早めてもいいですし、別に現状の22日でも構わないと。その後、議会を開いて、そこで承認して、9月議会が終わりましたと、そういう形でもいいわけなんですよ、最終は。

その日程というのは、これからの一般質問のこともありますので、それは調整していったらいいというところで、決して、9月議会ということが9月の中で全部やるというイメージではなくて。9月議会という表現が悪いんです。第3回定例会という形で表現すれば、別に9月に特化したものではなくて、9月、10月議会ですよというイメージを持ってもらえるかと思います。

それと、先ほどの一般質問の件については、30分と45分の関係というのを、一度よくシミュレーションしていただきたいんです。私も一度、30分と45分というのをシミュレーションさせてもらって、イメージとしては、45分にして全議員が質問した場合、マックスでたしか6日から7日ぐらいかかると数字上出たことがあったので。そのことはこの場で議論するのではなくて、また違う場で議論しましょう。

○**堤 幸子委員** 結局、今のままでも別にいいということになるんですね、わかりました。

○**堀井 勝委員** 高井部長の方にお聞きしますけれども、予算にしても、決算にしても、我々がささいな問題でお尋ねしないでいいような予算説明書、例えば、この前、視察に行かせてもらった京丹後市などは、一つ一つの予算について、国の補助金がいくら、府の補助金がいくら、自分のところの市債がいくらというように、1つの事業でどういう予算の内訳になっているのかなどが付けられている。これを見れば一目瞭然で、その辺の部分は聞く必要はないと。それ以上聞きたいという場合は別として、それ以上聞こうと思ったらそれこそ専門的な問題になってくる。我々としては、事前にそういうものが手元があれば、それほどしつこく聞く必要もないかなと思うんです。

そういったものは、決算においてもものすごく手間だと思いますよ。手間だとは思いますが、議員の質問時間がわずか15分、30分と制限されるのであれば、そういう親切もあっていいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○**高井法子財務部長** そういう資料につきましては、今、予算編成は財務会計システムで全部処理しておりまして、システム上では不可能という形になっております。したがって、別途、作成ということになると思いますが、予算編成を限られた時間の中で行っている現状においては、すぐにお答えするのは非常に難しいということで、御意見として承っておきたいと思っております。

○**堀井 勝委員** そういうパターンを一度作ってしまえば、毎年使えるわけですから、最初に作る時は大変ですけれども、それさえクリアできれば、僕は別段、難しい問題ではないと思いますし、この辺も一つ、考慮に入れてもらいたいと思います。

○**木村亮太委員** ここら辺はすごく難しい問題で、基本的には、私も堀井委員と同じような考

え方なんですけれども、事務作業がさらに増えてしまうのもどうかと思う反面、やはりそういうものがちゃんと1回できてしまえば効果は出てくるんじゃないかと思います。

財務会計システムがどういうふうになっているのかは理解していないんですけれども、基本的にシステムとかであれば、生データをはき出すような仕組みというのは備わっていると思うんです。だから、それをうまいこと出力するやり方を検討していただきたいと。

事務事業の実績測定に関しては、所管は行政改革部になるんですよね。あれも、要するに、事業のPDCAサイクルを回すための1つの方法だと思いますので、現時点で、10月、11月にできて、例えば、予算の中でうまく反映できていないというのであれば、逆にそれは、どこに反映されているのかということにもなってしまいますし、施策評価や事務事業の実績測定など、いろいろそのプラン的なものをうまいこととしか言えないんですけれども、かみ合うようにして、本来的には、決算のタイミングですべてそろって、そこで評価して、次の予算を組むまでに生かすというのが、理想論だけになってしまうのかもしれませんが、あるべき姿なのかなと思いますので、そこら辺は我々としても考えないといけない部分だとは思いますが、検討していただきたいと。

ただ、余りに調書が多くなり過ぎるのも本当に考えものだとは感じますので、バランスを見ながらとは思いますが。結構難しいと思うんですけれども、1回作ってしまえば、ある程度回っていくような形にはなるかとも思います。

○大森由紀子委員長 それでは、最初の決算特別委員会の早期開催に向けた日程調整について、会派の御意見はよろしいですか。

○高橋伸介委員 副委員長ではございますけれども、会派の意見ということで述べたいと思います。

ずばり言いますと、期間を延長して、その中に決算を入れ込むというのはオーケーということで、皆、やろうということです。その理由は、先ほども大地委員から話がありましたけれども、当時、私の議席の後ろに森議員がおられていつも話していたのは、決算終了が22日で、本会議での決算議決が12月議会冒頭になるのだったら、9月議事を延長して、決算特別委員会の結果を本会議最終日に議決しようじゃないかと。そうすると、12月議会ではもう決算が終わっているので、それを足台にいろんな一般質問ができるだろうと。そんなに深い思いはなかったんですが、3月の予算特別委員会は会期中なのに、決算特別委員会はやっぱり日程調整の関係か、本会議を短くしてしまっている関係か、10月で別になっているよねという話で、これも9月議事を多少延長すれば済むかのなと話をしておりました。

そういうことで、この1ページ目については、やってみたらどうかということで意見がまとまっております。

○堤 幸子委員 今まで12月議会の最初に決算議決をしていた理由というのは何かあるんでしょうか。今、ただ単に言われた、9月議会が短いから、先に終わるからなのではないでしょうか。

○山下寿士市議会事務局長 決算特別委員会が閉会中に行われているということで、その討論や採決など、おまとめになられたものが議会に報告されるのが12月の頭になるということです。

○堤 幸子委員 じゃ、特に不都合があるということではなく、ただ単に、定例会が12月にしかないからそこで決をとるんだということだけですか。

私は、前年度決算の早期議決に向けた決算特別委員会と書いてありましたので、この9月議会の開会から10月22日の決算終了という、その決算の終了自体を早くしないと意味がない提案なのかなと思っていたのですが、今、話を聞いていると、そうではないということですか。いや、定例会の中でとにかく決算を議決したい、だから9月議会中の決算議決、今までだったら閉会中ということだったのを、9月議会を延ばして、その中で決算をということなのかなと。提案されていた内容は、今、決算終了が10月20日ぐらいになってしまっているんで、それを10月の頭ぐらいまでに終わっておいた方が予算に反映できるという意味で書かれているのかなと私は思っていたのですが。

○福留利光委員 12月議会で議決するとなった場合、その間、やっぱりロスがありますよね。要は、その間、決算を議会として認定していないわけです。つまり、認定されないで予算を組むという形、これからやっていくという形になる。それよりも、むしろ決算は認定したと。行政側も認定されたから堂々と今度は予算の仕事に入っていけるというところで、この1カ月か1カ月半の時間というのは非常に大事だと思うんですよ。だから、次の予算に対して重きを置けるという部分で、決算が早められれば早められるだけいいかもしれませんが、10月中ぐらいに議会で認定するということが一番の目的なんです。

ちょっと9月議会云々ということは頭から外してもらって、12月ではもう既に決まっているということだけを頭に置いていただければと思います。

○堤 幸子委員 じゃ、結局、9月議会の中で早くするというのではなく、9月議会の開会直後に決算特別委員会をということではなく、その中でということなんですね。だから、そこで決算を議決してしまって、12月だったのを1カ月ぐらい早めて決をとるということのことなんですね。

○大森由紀子委員長 本会議での議決を早めるということです。

○福留利光委員 それだけでもないんですが。

○大森由紀子委員長 それでは、決算特別委員会の早期開催に向けた日程調整につきましては、今、皆さんにいろいろと御協議、御意見をいただいた中で考えますと、9月議会の会期中に認定議決まで行うようにすべきという意見が大勢だと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○堤 幸子委員 済みません。実は、うちの会派では、先ほど私が最初に質問した、調査できるのかというところの問題点について、すごく多くの意見が出ました。その期間で、一般質問と決算、そして議案の内容についての調査ができるかというところが会派での議論の大半になっていたんで、本来ならば持ち帰り、今の内容をもう1回説明して、それからでもと。取り違えと言ったらおかしいですが、福留委員の最初の説明でも、私が間違っ報告していたところがあるので、もし、次でもよかったらと思うんですけども。

○木村亮太委員 この話は論点が3つあると思っていまして、1つ目は決算審査の時期自体を前倒しにするかしないかという問題と、2つ目は決算審査が終わってすぐに認定するかしないかということと、3つ目はその決算の議論の仕方をどうするかというところがあって、1つ目の決算審査の時期をずらす、前倒しするというところが、ちょっと苦しいんじゃないかと思われる会派もあると思うんです。

ただ、その決算審査の時期は今までと特に変えずに、決算審査が終わったらすぐに認定

するということに関しては、多分、どの会派も問題がないかと思しますので、まずそこだけは、この特別委員会としての意思をまとめてしまって、決算審査の時期を前倒しするかどうかという問題や審査の仕方をどうするかという問題は、また今後という形でいかがでしょうか。

○**福留利光委員** 時間の関係もありますので、共産党の堤委員には会派でもんでもらったらいと思います。私の表現の仕方が悪かったのかもしれませんが、日程的なイメージは現状の決算どおりで結構です。その代わり、そこに追加されるのは、今で言ったら9月議会、第3回定例会の中で、決算審査の後に認定していこうと。したがって、時間的に調査ができるかどうかというのは現状のイメージで考えてもらったら結構です。

あと、細かな内容は、多少なりともパターンが出てくると思いますので、まずは9月議会、第3回定例会でやるのかどうかだけを少し議論いただいて、次回、その判断をしていただければ結構かなと思います。

○**堤 幸子委員** よくわかりましたし、木村委員の言うとおりに、基本的には会派でもオーケーだと思うんですけども、再度、持ち帰らせていただいて、確認だけして、次回ということによろしいでしょうか。

○**大森由紀子委員長** それでは、この日程調整についてというのは、もう一度持ち帰っていただいて、次回、御協議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**堀井 勝委員** 委員長の方で、今、ここまではきましたよと。これを持ち帰って次のときに結論を出しますよという、大まかなまとめを。

○**大森由紀子委員長** それでは、今、皆さんに御協議いただきましたが、決算審査をして、認定議決を後ろにするというのではなく、議決も9月議会ですぐ行うということを会派に持ち帰って、もう一度、御協議をいただくということで、じゃ、そこまでは共有できましたので、あと、時間的なことなども含めて、しっかりとまた協議をしていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

○**大森由紀子委員長** それでは、次に、資料1の2枚目から3枚目にある、全議員が参画できる仕組みへの改革について、委員間で御協議をお願いいたします。

○**大森由紀子委員長** 本件につきましても、事務局が府内及び中核市の状況を調査していますので、御協議の前に簡潔に報告を求めます。

あわせて、本件については、本市議会においても、過去に予算特別委員会において分科会方式を採用し、全議員が審査に参画していたことから、当時の運営について説明を受けたいと思います。沖事務局課長。

○**沖 卓磨市議会事務局課長** 再度、資料2を御覧ください。（2）予算・決算特別委員会を分科会方式で運営している市議会についてでございます。

①予算特別委員会を分科会方式で運営している市議会は、平成23年12月時点の調査によりますと、府内32市中では堺市1市でございまして、中核市38市中では4市でございます。

②決算特別委員会を分科会方式で運営し、かつ、9月議会中に採決している市議会は、府内32市中では堺市1市でございまして、中核市38市中では5市でございます。

この資料にはございませんが、参考までに申し上げますと、特に一般会計のことになりま

すが、府内及び中核市の中で予算を分割付託して審査している市議会は42市ございまして、決算を分割付託して審査している市議会は13市ございます。ただし、行政実例では、議案を原則的に分割して付託すべきものではないとされていますので、申し添えます。

次に、資料3を御覧ください。

本市議会で、過去に分科会方式で実施した予算特別委員会の運営について、御説明申し上げます。

本市議会では、予算特別委員会を分科会方式で運営されましたのは、昭和60・61・63年の3回です。この資料の内容は、昭和61年の予算特別委員会の運営について、当時、申し合わせされた文章の概略でございます。特別委員会に付託されるまでは、本会議において理事者の提案理由説明後、質疑を省略し、即、特別委員会に付託されるのは現行と同様です。

まず、予算特別委員会、全体会の主な運営内容としまして、設置については、予算審議を円滑にするため、全議員で構成する予算特別委員会を設置することとなっております。

正副委員長については、委員長は副議長とし、副委員長は各常任委員長とすることとなっております。

開催場所等については、特別委員会、全体会は委員会室で開催し、このときも、第3・第4委員会室とのことですが、委員席は議席番号によることとなっております。

日程については、全体会として、総括質疑、分科会の委員長報告及び委員会としての採決を行うこととなっております。

出席説明員については、各部3名ぐらいにすることとなっております。

質疑については、各会派代表制、代表制でなかった年もあるようですが、各会派代表制による総括質疑とし、会派単位で時間配分を行うこととなっており、会派の構成人数により、持ち時間に差を設けたりもしておりました。

その他としまして、すべての分科会に所属できない会派については、全体会の中で、所属できない分科会の所管分について、質疑できるものとする事となっております。

次に、その下の分科会を御覧ください。

設置については、本会議で予算特別委員会が設置されると同時に、それぞれ、付議事件に関する分科会が自動的に設置されたものとみなすこととなっております。

分科会の所管については、常任委員会の例に倣う、つまり、同様とすることとなっております。

分科会の委員については、各常任委員会の委員を充てることとなっており、各常任委員会単位で分科会が構成されておりました。

分科会の正副委員長については、それぞれ常任委員会の委員長、副委員長を充てることとなっております。

出席説明員については、現行の予算・決算特別委員会と同様、おおむね分科会所管の課長以上とすることとなっております。

質疑については、原則として各会計ごとに行う、つまり、一般会計と特別・企業会計を区別して行うこととなっております。

討論、採決については、全体会で行うことから分科会では行わず、分科会では質疑のみ

とすることとなっております。

なお、分科会方式による審査は当初予算のみで、当時においても、決算では実施されておりました。

以上、説明とさせていただきます。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの事務局の報告及び説明も参考にいただきまして、本件について、委員間で御協議をお願いいたします。

○前田富枝委員 うちの会派では、まだ結論は出ていないんですけれども、今、私は監査委員をさせていただいて、監査委員は基本的に決算審査はできないと。絶対にできないかどうかはわかりませんが、決算審査意見書も自分で出しているのに、それをまたどうこう言うのはちょっとおかしいかなというのと、福留委員さんの言っている改善案1になると、今、私たちの会派は3人構成でやらせていただいている、ほかにも3人の会派があるわけです。そうしたら、常任委員会のうちの1つで絶対に質問できない部分というのが出てきますよね。それで、今年度、例えば、この形で決算審査をするとすれば、私が監査委員で参加できないとなると、2つの委員会で会派として質問ができないということになってしまって、その辺がどうなのかなということで、うちの会派としては、今、結論が出ていない状況なんです。

会派に持ち帰られてどのような意見が出されたのか、他の委員さん方にお尋ねさせていただきたいと思います。

○木村亮太委員 全議員が参画できる仕組みというところで言いますと、まず、今の予算・決算特別委員会というのは、会派で2人につき1人という出し方をされていると思うんですけれども、その前段階の話として、会派として与えられるべきものなのか、個人として与えられるべきものなのかというところの整理をしてからの方がいいのではないかと考えています。

例えば、一般質問であれば、会派に所属していてもしていなくても1人30分、会派に所属している場合は会派内でその調整ができるので、3人会派だったら30分ずつ3人がやるのか、90分を1人やるのかはその会派で自由にしてくださいみたいになっていると思うんですけれども、逆に、代表質問は会派に所属していないとできないとか、そこら辺の整理を踏まえて議論された方がいいと感じております。

我々の会派としては、予算、決算というものに関しては、今は会派に与えられている権利のような形になっていますけれども、1議員1議員に与えられてもいいのかなと考えております。ただ、その運用の在り方というところで、改善案1・2というのをお出ししていただいていますけれども、あくまでもこれは案として、例として出されていると思いますので、それ以外の方法も含めて、もう少しいい方法があるのであればというのを考えているところです。

結論としては、基本的に全議員が参加できる方がいいのではないかと考えています。ただ、会派としての権利、権限、責任というところと、個人としての権利、権限、責任というところを整理された方がいいと思っています。各派代表者会議でやるということでもあるんじゃないでしょうか。

○堀井 勝委員 今、木村委員から会派構成の問題が出されていますけれども、各派代表者会議というのは何ら法的根拠も権限もない。言えば、まあまあで納めようかというのが各派代表者会議ですので、そういうところで決めるのではなくて、やっぱり議会改革ということ

議論しているわけですから、ここで一定の方向性を指し示すべきではないかなと、一つには思います。

もう一つは、やっぱり議員というのは、議員になった以上、議論に参加するのが議員であって、議会が口止めしているような格好にはすべきではないと。ですから、本来は全議員が自由に物を言えるようにすべきなのですが、それではなかなか秩序を保てませんので、一応、15分、30分などと時間制限を設けていると思うんです。

ただ、やっぱり、全議員がいろんな議案に参加して、意見を述べるというのが議会じゃないのかなと。また、それを全議員に保障すべきというのが議会ではないのかと私は思うんです。

○大地正広委員 私どもの会派といたしましては、先ほどから話題になっております会派ということにつきまして、これらの審議に当たって、個人の意見を発揮すべきというところで、会派の意志統一ということが希薄化していくのではないかという危惧が意見としてあるんです。私どもの会派としては、話し合いの場で意志統一をした上で議論するということが適切ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○木村亮太委員 逆に、そういう考え方も整理ができていればありだと思います。ただ、会派によっては、あくまでも私の印象ですけども、会派としてがちがちに、ちゃんと一定の方向性が定まっているところと、人によってはみたいな会派も見受けられたりするので、この会派はばらばらで、この会派はまとまっているというのはよろしくないと思います。会派を作るのであればまとまっているのが基本なので、決算や予算の審査に当たっても、会派で準備されているところもあれば、会派の代表として出ている認識なのに、結局のところは個人で作られているところもあるので、一旦、そこら辺の整理が必要かなということなんです。

○堤 幸子委員 今、決算・予算審査は会派でやっていて、会派に所属していない方が全く参加できていないというところでは、もちろん、全議員が参画できる仕組みというのを本当に考えていかななくてはいけないと思うんです。

ただ、いろいろな案を出していただいているんですが、総務、文教という各常任委員会単位ですとなると、行政も縦割りで議会も縦割りなイメージがあるということと、1つのことでも、総務、文教、厚生といろいろ絡み合っていることがあるので、1つずつの常任委員会でもどうかなということ、ちょっと結論は出ていないんです。

それと、今の決算審査だったら、1人の委員が1日目に総務・文教分野の質問をして、そこで出された回答を踏まえて、次の日の質問もできていくということ、それもまたありかなとも思います。

ただ、全く参加できない議員がいるというのもちょっとおかしな話だと。今は会派でということ、無会派の方が参加できていない状況ですが、同じ土俵にいる、同じところにいる議員であればやっぱり参加できるような仕組みを何か考えないといけないというのはまとまっているんですが、どういうふうにとるところまでは結論が出ていないんです。

○高橋伸介委員 これも立場を超えて、会派で話をしていた中での意見なんですけれども、都市部の議会においては、会派制度というのは一定やむを得ないねと。地方ですと、無所属の議員さんが大半で、それぞれが地域コミュニティーに密着していて、まあ、それでも回っていくんだろうと思いますが、都市部においては、もう会派制度で運用するしかないだろうと。

そして、会派を前提に考えたときに、具体的には、今、3人会派が4つあるんですが、委員の選考基準が2人に1人ですので、やっぱりあとの2人がなかなか質問できない。また、今、無会派の方が二人おられるけれども質問の機会がない。これをできるだけいい形にできないかという話をしております、3人会派のところは代表が1人で1人の時間配分ですが、それに付与していただけたらなど。それと、今、2人に1人という形でございますので、無会派の方も2人おられるわけなので、合議の上で、やっぱりどちらかが出ていただけるチャンスというのがあってしかるべきではないかという話を会派でしていたところでございますが、まだ結論は出ておりません。

○**福留利光委員** 皆さんからそれぞれ御意見をいただきまして、大体ですけれども、全議員に質問の機会を与えるということについては、賛成の意向かなと思うんです。ただ、現状の枚方市議会には3人会派もありますし、8人会派もあります。それから、無会派の方もおられますが、今だけを見るのではなくて、やっぱり長きを見て、例えば、次の選挙で、ひょっとしたら32人全員が無所属になるという可能性もあります。だから、そういうところも想定しながら、まずは全議員が質問できるというのは権利でもあり、私はやっていくべきではないかなと。会派の問題というのは、私は、また次の問題だと思っています。今、3人会派で1人しか質問できないというところは、運営上の問題が多分あると思うんです。全議員でやるとしたら、3人会派のところも、例えば、先ほど前田委員が言われたように、改善案1では、確かに1つの常任委員会ではできないですね。ですから、改善案1・2というのは、あくまでも参考程度に見てもらって。

私が皆さんにお願いしたいのは、全議員が権利を持って、決算、予算で質問をするのがいいのかどうかというのが一つ。もう一つは、方法論としてはいろんなものがあって、きょうすぐにそれを議論しても、恐らく結論は出ないと思いますので、できましたら皆さんの方から、もし全議員が質問するということを前提にした場合の御意見を、提案型でいただきたいと思うんです。当然、我々の会派も、もう一度、改善案1・2以外でももんでいきたいと思っていますので、時間的なものもあると思いますが、そこだけを次回に持ち越すという形で進めていっていただけないでしょうか。

○**大森由紀子委員長** それでは、皆さんに御協議いただきましたが、今、論点として出てきたのは、まずは、全議員が参画できる仕組みを基本にするのかどうかということが一つ。もう一つは、例えば、現行を基本としたときには、無会派の方の取り扱いをどうするのか。さらには、3人会派のところ、その時間を、今、高橋委員がおっしゃったように、どう考えていくのかという論点。具体的にさまざま出ましたので、もう一度会派で議論していただいて、次回に持ち寄っていただくということをお願いしたいと思います。

○**大森由紀子委員長** それでは、次に、資料1の3枚目の最後にある決算・予算特別委員会に事業仕分け機能を持たせることについて、委員間で御協議をお願いします。

また、本件については、資料にもありますとおり、現在、本市で進められている事務事業の総点検の経過チェックについて、議会の関与をどう考えるのかが一つの大きな論点となることから、御協議の前に、理事者から現状や今後の予定について説明を受けたいと思います。奥行政改革部長。

○**奥 誠二行政改革部長** 事務事業の総点検につきましては、御承知のとおり、今年度と来年

度の2カ年ですべての事務事業を対象に実施をしております。現在は、庁内の1次点検の結果について、外部有識者の方に1次評価を行っていただいているところでございます。今後、その評価を受けまして、詳細な点検が必要な事務事業を選定していただいて、それらについて庁内で2次点検を行って、その結果を評価員の方にまた評価いただき、さらに検討の必要な事業があるということであれば3次点検、評価を行うようにしております。

その時期につきましては、まだ初めての取り組みで、現段階ではなかなか確定的な状況ではないのですが、担当部といたしましては、これらの点検、評価の結果及び決算特別委員会での御意見、御指摘も踏まえた上で、今後の対応や方向性などをとりまとめまして、12月議会前、例えば、委員協議会の場などにおきまして各事務事業を所管する部から議会の方に御報告させていただきたいと思っております。

そういう意味で、この取り組みについては、庁内の点検機関に対する外部有識者の評価をもとに、市の対案をまとめ、それを議会へ報告し、その場で議会から御意見、御指摘を受けるという意味で、一定、チェックをいただけるものではないかと考えております。それを受けて、次年度以降の見直し、改善を当初予算案等に反映していくという考え方で、現段階では予定でございますが、進めております。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいま理事者の説明も参考にしていただきまして、本件について、委員間で御協議をお願いいたします。大地委員。

○大地正広委員 行政改革部長にお尋ねしたいんですが、私どもの会派が何年も前から、精度の高い事業点検をとということを議会で再三要望してきまして、今、事業点検をしておられるということで、議会の要望を踏まえてのものとして一定理解させていただいております。

そういう意味では、議会独自で事業点検するというよりも、今やられている総点検に、先ほどおっしゃられた我々議会としてのチェックを、どのようなタイミングで行うかということが非常に大切になってくるんじゃないかと思うんですけれども、今、具体的にどのようなタイミングで議会にその点検をと考えておられるのか、教えていただけますでしょうか。

○奥 誠二行政改革部長 総点検の点検、評価におきましては、議会での御審議、御意見、また監査委員からの御意見等もチェックリストの中に入れておりまして、そうしたことを踏まえて点検評価を進め、庁内の点検結果に対して外部有識者の評価をいただきます。そうした前提で、来年度以降、どういう仕組みにするのかということ、次の予算において、例えば、見直し、改善、あるいは充実も含めて、何らかの予算対応が必要になると思いますので、決算特別委員会の結果も踏まえて、例えば、委員協議会の場でそれぞれの所管部から説明する、そうすると、そこで御意見をいただいたものについては次年度予算に反映できるという意味で、タイミングとしては、遅くとも12月議会前ぐらいの段階で公表しないと次の予算には反映しづらいのではないかとという考え方で、その時期がベストではないかと思っております。

○大地正広委員 12月議会前ということであれば、先ほどから議論になっておりました、決算を予算に反映させるためにという話、これは持ち帰ってまた話をするにはなっておりますが、このタイミングというの、具体的にどういう形でというの、早期にお示しいただければ、この件をあわせて考える上で非常に大切ではないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○堀井 勝委員 福留委員の方から、本当にいろんなことを御提案いただいてありがたく思っているんですけども、この事業仕分けを予算・決算特別委員会の中でやるという以前の問題として、せっかく常任委員会があるわけですし、議長が、今年は常任委員会をもっと活発にやって議会を活性化させるために特別委員会は作らないという方針を提案されている。やっぱり我々は、せっかく設置されている常任委員会でのことをやっていくということが大前提であって、改めて予算や決算の場でやるのも大いに結構なんですけれども、そのときだけということではなくて、やっぱり、通常開催されている常任委員会の中で、我々が主体になって、いろんなことを能動的にやっていくということではない。我々は信託を受けて、バッジを付けさせてもらっているのです、そういうことをしなければならぬと私は思います。

○堤 幸子委員 できればこの問題については、うちの会派でも結論が出ていませんので、いろいろとお話を聞かせていただいて、持ち帰りたいんですけども。

前に市役所の方で事業仕分けというのをやられていたと思うのですが、あのときもいろいろ意見がありました。本来、議会は、私たち議員は、市民の声を聞いて、要望を聞いて、それが行政にちゃんと反映されているのか、これが市民のためにいいことなのかというのをチェックしていくというのが仕事だと思いますので、多数決で、賛成、反対で決めていったそのイメージとはまた違うんでしょうけど、決算、予算の場で事業仕分けといいますか、その事業がいいか悪いかというのを多数決で決めることについては、私たちの会派は、決算について納得できなかったら反対もしますし、予算について納得ができない部分があれば反対して討論もしているのです、それで完結するというイメージではあるんです。

行政の方で、一定、パブリックコメントなどをして、市民の意見を聞き、企画、立案されて、今、評価までされていくという流れができていくというところで、私たち議会がその評価という部分について協議会でチェックし、議員の意見もそこで反映してもらえということでしたら、堀井委員さんが言われたように、常任委員会の中で1つのことについて議員同士がきちっと議論し、市民にとってどういうものなのかというのを話していくとことの方が本当に大事だと思います。

○木村亮太委員 時間もないので、大きな方向性として基本的には賛成で、福留委員がおっしゃっていることも、堀井委員がおっしゃっていることもそのとおりだと思います。それは本来の議員の職務だと思いますので、決算・予算特別委員会であろうが、常任委員会であろうが賛成です。

○前田富枝委員 うちの会派も結論が出ていないんですけども、今、聞かせていただいた内容を会派に持ち帰らせていただきたいと思います。

○高橋伸介委員 うちの会派も結論が出ていないんです。本来は、事業仕分けというのをとりたてて言わなくても、議員にとって最大の職務である一般質問を通じて、これは要らないだろうとか、必要だろうとかいうことをさんざんやっているわけで、あとは市長部局が素直にそれをお聞きになるのか、それとも、これは私の方針だからということで置いておくことになるのかだけのことなので、事業仕分けというのを別にやらなくてもという話になっておりますが、結論は出ておりません。

○木村亮太委員 事業仕分けという言葉が出ているがゆえに、議論が錯綜している部分があると思うんです。ただ、実際に福留委員にお話を伺うと、いわゆる事業仕分けみたいに、ある

事業について集中的に質疑をして、その場で廃止や改善を決めるということではなくて、各事業の効果や目的を確認できるような形の質疑を充実させていくという意味合いだったので、それを聞いて、私は賛成になりました。

○福留利光委員 補足させていただきます。

事業仕分けという書き方が余りにも露骨というか、1つのテーブルを設けて仕分けを行っていくというニュアンスでとらえがちかもしれませんが、私たちの提案の趣旨は、堀井委員が言われたとおり、議員として通年でやっていくべきではないかなと。ただ、それをどこかのタイミングでリセットして、意識改革していこうと。これは議員もしかり、そして行政側もしかり。そういう形で議論を高めていって、事業をもう一度見直していきましょうというところが結構大きいんです。

ですから、今のところ、テーブルを設けて事業仕分けをするというイメージは全然ございませんで、そういう意識改革的な部分を踏まえての提案ということで御理解をいただければと思います。ちょっと表現が悪ければ、書き方をもう一度修正させていただきます。

○大森由紀子委員長 この件につきましては、今、皆さんに御協議をいただきましたが、今、行政の方で行っている事務事業の総点検への議会のかかわりをどうするのかということ、どの段階で報告をするのかということ、また堀井委員が言われた、常任委員会の場で事業仕分けを常時行っていくということ、たくさん論点として出てまいりましたので、趣旨としては、決算、予算の中で議員がそうした意識をしっかりと持っていくということでございますけれども、もう一度、御協議をいただきたいと思いますので、再度、会派の中で御議論していただいて、持ち寄っていただきますようによろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、反問権の付与についてを議題といたします。

本件については、事務局が府内及び中核市の状況を調査していますので、簡潔に報告を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 資料4を御覧ください。1枚目の資料は、平成24年5月発行の『日経グローバル』議会改革調査をもとに、事務局で聞き取り調査を行ったものです。

まず、前提として、各市の取り扱いを見てみますと、一口に反問権と申しましても、議員の質疑、質問の内容を確認するために問い返すための反問、そして、実質的に反論するために問い返す反問の2つの考えに大別されるようでございます。

1の府内各市及び中核市の実施状況についてですが、府内と中核市の計70市で、表の中の1ですが、条例、会議規則等で反問、ただいま申し上げました両方の観点での反問を認めているところは7市ございます。

次の2、条例、会議規則等で市長等が趣旨確認のため質問をすることに限り反問を認めているところは8市。

3ですが、明文化されていませんが、慣例として反問を認めているところは4市。

最後に、4、反問を認めていないところは51市でございます。

次に、2の実施状況の詳細についてですが、ここは、上の表の1と2の市、計15市の実施状況の詳細となります。

まず、(1)反問権の規定状況は、議会基本条例で規定しているところは11市、会議規則で規定しているところは1市、申し合わせ等で定めているところは3市でございます。

次に、(2) 反問権を認めている範囲は、全15市において、本会議だけではなく、委員会等でも認めています。

次に、(3) 一般質問等における反問に係る時間の取り扱いについては、反問に係る時間を議員の質問時間に含んでいるところは11市、質問時間に含まれないところは4市ございます。

最後に、反問権付与の対象理事者については、部長職以上に反問権を付与しているところは1市。答弁者全員に付与しているところは14市ございます。市長のみというところはございません。

次のページを御覧ください。

この2枚目は、反問権の2つのパターンをイメージしていただくために説明させていただくものでございます。

上段では、大東市議会において、趣旨確認のために反問権を行使された会議記録を抜粋してありまして、議員が教育立国大東と発言されたことに対して、教育長がその意味を確認されています。

下段では、長崎市議会において、趣旨確認にとどまらず、反論する形で反問権を行使された報道記事について載せております。報道記事の下段の初めになりますが、議員の質問に対して、市長が、「単に金額だけで決めた方がいいと考えているのですか」と反論されています。

以上、説明とさせていただきます。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの事務局の報告も参考にいただきまして、本件について、委員間で御協議をお願いしたいと思っておりますが、事務局の報告でもおわかりのとおり、本件については、反問権を付与するか否かということに始まり、その内容や対象者など議論すべき点が多岐にわたっております。

つきましては、本日は、まず、理事者に何らかの反問権を付与すべきか否かということだけに絞って御協議をいただきまして、反問権を付与すべきという結論が得られた場合に、次回以降において、その内容や対象者など他の点について御協議をいただければと思っております。

○大森由紀子委員長 初めに、本件の提案会派に趣旨説明を含め、順に御意見をお伺いします。

○堤 幸子委員 現在の質問文と回答を読み上げる一般質問のやりとりに対しては、緊張感に欠けるという意見もある中で、3回方式の質問では、たくさんの項目を一度に質問するために文章で確認しないと難しい点もあります。一問一答方式の場合は、詳細まですり合わせてなくても議論は可能です。事前に文章が渡っていないような質問を行った場合は答弁がかみ合わなくなる場合もありますことから、質問内容を確認するために反問権は必要ではないかという意見です。

ですので、先ほど言われた中での、議員の質疑を問い直すというところでの反問権ということになります。できれば、反問権の行使は市長に限定して、行使された場合には時間がかかるとお思いますので、質問時間の延長もセットでという方向で考えております。

○木村亮太委員 基本的には、既に事務局の方から御説明いただいたような趣旨でございます。議論がかみ合うようにするためには反問権もあった方がいいのではないかとというようなこと

でございます。

○高橋伸介委員 基本的には、今、木村委員がおっしゃったのと同義で、議会基本条例という流れの中で、反問権というのは、基本的には必要になってくるだろうというスタンスです。

ただ、当時、提案させていただいたときから若干時間がたちまして、昨今、会派の中からは、本市においては、やはり慎重に検討していく時期ではないかと。というのは、議会基本条例だからどんどんやろうというスタンスだったんですけども、この5年ほどの間を考えると、反問権を仮に付与したとして、本当に議会が思うところの適正なやりとりになるのかどうか。

例えば、本市では、今、ヒアリングをもとにしております。ヒアリングをして、そして、答弁がされると。丁々発止でいくのか、ヒアリングをきっちりしていくのか。反問権というのは、本来、ヒアリングをせず待たなしでやるというところで必要になると思います。ところが、ヒアリングをしているにもかかわらず、非常に困った状態になるということが散見されることから、慎重に検討し直した方がいいのではないかという意見が出ております。今はそういう段階で、結論は出ておりません。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの提案会派の委員の御発言を踏まえて、委員間で御協議をお願いしたいと思います。

○高橋伸介委員 これは、行政にも直接関係がありまして、直接、市長が反問される、理事者が反問されるという事案でもありますので、この件について、行政としてどのようにお考えなのか、議論に入る前にお尋ねしたいと思います。

○高井法子財務部長 反問権が付与されている議会など他市の事例を見ましても、議会における論点を確認し、議論を深めるという趣旨が目的でございますので、その趣旨に沿った形ということであれば有意義であると考えております。

○大森由紀子委員長 それでは、委員の皆様、いかがでしょうか。

○大橋智洋委員 私どもの会派としては、まず、きょう、提案会派の御意見を聞いてきてほしいというのが大前提にあるのですけれども、その前提がないとした場合、基本的には、先ほど高橋委員が言われたように、今、僕たちの議会の中でヒアリングというものを、明文化されているかどうかは別にして、慣習といいますか、通例という形で行っている。じゃ、この取り扱いをどうしていくのかということでもありますとか、議論になったときの議長の役割や権限の在り方という問題とかもやっぱり出てくるのかなということをいろいろ考えると、決してハードルは低くないと思います。

きょうの皆さん方の御意見を踏まえて、また持ち帰るということになるんですが、それをなしにということであれば、基本的には慎重にというのが私どもの会派の意見であります。

○堀井 勝委員 今、お聞きしましたら、提案会派の方からは、共産党が確認のための反問権を付与すると発言されたと思います。未来に責任・みんなの会とみんなの党市民会議は、その内容のところの御提案がなかったのですが、どこまでの反問権を認めるということなのか、お聞きしたいと思います。

○木村亮太委員 最終的には、趣旨確認の方の反問と反論の方の反問、どちらもということになります。ただ、結構、反論の方をやり出すということにもなってくると思いますので、一

気にどちらもしなくても、趣旨確認の方の反問だけでも構わないと思っております。それこそ、反論ということをやりますと、明文化されているのかどうか分かりませんが、いわゆる慣例となっている事前ヒアリング等との関連性などもどうなるのかということもありますので、本来的にはどちらもなんですけれども、まずはということで言うと、趣旨確認の方だけでも構わないと考えております。

○高橋伸介委員 想定しているのは趣旨確認の方の反問でございます。ただ、どのレベルまでの方を反問者とするかというのは、当初は、市長、副市長、部長も含む理事者全員でしたが、本市でスタートするに当たっては、自治のベテランである首長からにしておこうかというようなことで、まだその辺はあいまいですけれども、首長想定の方の反問権でございます。

○堀井 勝委員 大体わかりました。反問権をどこまで認めるかについては、これから議論をしていただいて、私も参加していきたいと思いますが、基本的にはいいと思うんです。

ただ、行政はいろんなデータを持ち、たくさんの職員がいて、どんな仕事でも成しこなせる。我々は自分で、それこそ家内工業でやっているわけで、資料も何にもないところで反問された場合、それに適切に答える能力のある人は別ですが、私のような能力のない人間はとてもしないけれども不可能だと思いますので、基本的には反問権は認めるし、また、あつてしかるべきだと思いますけれども、それを認めていく、導入していく過程や内容をこれから議論していただきたい。

もし、確認だけ、趣旨だけ問われる以外のところまでの反問ということになれば、私に秘書をつけてくれとは言いませんけれども、議会事務局に相当数の職員を入れてもらって、それこそ、二、三十人入れてもらって対応していくというのなら、私は可能だと思いますので、そのことを申し上げておきます。

○前田富枝委員 うちの会派でも、今すぐ答えを出すべきではないという意見がありまして、高橋委員がおっしゃったように、慎重に考えていかないとということになりました。

○大地正広委員 私どもの会派でも、やはりこの問題に関して議論した中で出てきたのが反問権と反論権をどう規定していくかというところで、今の本市の状況を見た上では、早急に答えを出すべきではないという意見が多かったんです。

反問権を規定するのは、確かに大切なことではあるとは思いますが、現状の議会の中で、反問というのは、理事者側の回答において通常、慣例的に、先ほどの質問の中でという形で、論旨のはっきりしないところを確認するという手法をとっておられるように思います。

ですから、その辺の規定というのを議論し、これからやっていく中においては、その部分が物すごく大事になっていくのではないかとということで、ちょっと慎重に構えるべきではないかとということで、意見を述べさせていただきます。

○大森由紀子委員長 今、さまざま御協議をいただきましたが、本市においてヒアリングをどこまで行うかということも含めまして、反問権が趣旨確認のためなのか、反論も含めるのかということ、また対象者についてもそうですけれども、そういったさまざまなことをどうするのかということについて、再度、御協議をお願いしたいということで、もう一度、会派で議論してきていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○大森由紀子委員長 次に、通年議会についてを議題とします。

本件については、事務局が先行市の事例を調査しておりますので、簡潔に報告を求めます。

あわせて、現在、地方自治法の一部改正案が国会に提出されておりました、その中で通年議会についても規定されていることから、その点についても説明を受けたいと思います。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 資料の説明の前に、まず、通年議会については、自治体議会改革フォーラム編集の2011年版『議会改革白書』等によりますと、市議会の中で、通年議会は三重県四日市市議会、長崎県壱岐市議会、愛知県豊明市議会の3つで実施されており、17の市議会で検討とのことでした。

それでは、資料5を御覧ください。

四日市市議会は、全国の市議会の中で初めて通年議会を実施しておりますことから、ここでは、具体例として挙げさせていただきました。この資料では、四日市市議会の基本条例及び規則における通年議会に関する規定を抜粋しております。

まず、上段から、四日市市議会基本条例ですが、第9条第1項に、議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とすると定めています。通常、議会の会期中でないときは、議長の請求に基づき、市長が臨時会を招集し、議会を開くこととなりますが、通年議会では、1年を通して開会することによって、休会中であっても議長の権限で会議を再開できることから、災害等の突発的な事件や緊急性のある課題に素早く対応できると、四日市市議会ではコメントされています。

次に、四日市市議会定例会の招集に関する規則では、定例会の招集を「毎年5月にこれを行う」としています。つまり、5月から翌年4月までが1つの会期であるという考え方になります。

次に、四日市市議会会議規則の第5条、会議の種類等を御覧ください。四日市市議会では、通年議会を実施することに伴って、種々の会議の名称や定義を定めております。

まず、(1)の開会議会については、定例会の招集により最初に開く会議のことです。四日市市議会では、ここで1年間の会期の決定や役員改選を行っています。本市議会での5月臨時会のイメージとなります。

(2)の定例月議会については、定例的に行える会議のことで、本市議会と言う定例会のことになるかと思えます。

(3)の緊急議会については、定例月議会以外に緊急に必要な際に開く会議のことで、本市議会と言う5月臨時会以外の臨時会のイメージです。

第5条第2項では、それぞれの議会の期間を定めています。

これらのことを考えますと、それぞれの議会が行われていない期間は休会という形になり、先ほど申し上げましたように、議長の権限で会議を再開することができることとなります。

なお、四日市市議会会議規則については、平成24年3月末に一部改正されておりますが、実質的な変更はなく、イメージとしてわかりやすいために、改正前の会議規則を資料としております。

最後に、第14条の一事不再議についてですが、それぞれの議会で議決された事件については、同一議会期間中は再び提出することができないものとなっております。

なお、本市の会議規則では、一事不再議については、「議会で議決された事件については、

同一会期中は、再び提出することができない。」とされており、四日市市議会では、会期が一年じゅうとなることから、このような表現にされたものと考えています。

次に、資料6を御覧ください。

地方自治法の一部を改正する法律案の概要について、御説明申し上げます。

今国会において、通年議会が規定されている地方自治法の一部改正案が提出されておりまして、現在のところ、衆議院で審議中でございます。

内容については、1、改正事項の中の(1)地方議会制度の①地方議会の会期に記載されております。

「地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができること」とし、詳しくは米印にありますとおり、「通年の会期とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とする」、「通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める」、「長等の議場への出席義務については、定例日又は議案の審議に限定する」、「長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除されることとする」というものです。

以上、説明とさせていただきます。

○大森由紀子委員長 それでは、続きまして、委員間での御協議の前に、通年議会を採用した際の実務面への影響について、理事者に確認をさせていただきたいと思っております。高井財務部長。

○高井法子財務部長 通年議会となりました場合に、理事者側にとって大きな影響となりますのが地方自治法第179条の規定に基づきます長の専決事項で、通年で会期中ということですので、これにつきましては議決事項としてお諮りさせていただくことになってまいります。

この関係で少し詳しく申し上げますと、現在、179条の専決として定例的に行っている議案がございます。

3月の末日付をもって定例的に出てまいりますのが、地方税法の改正に基づく市税条例の改正で、4月1日から施行されるものでございますので、3月議会の日程との関係もあると思うんですけれども、このときに専決を行っていたものについては、会議において3月31日の議決をお願いすることになってまいります。

ただし、この件につきましては、国の方の税制改正の方の内容がまとまりますのが、非常にタイミングが遅くなってございまして、今年で言えば、3月30日に政令が公布されるというようなことで、実務的に非常に厳しい状況になるということがございます。この市税条例の改正が専決ではなくなるということで、現在、事務作業的なところがどうなるのかなという懸念を持っております。

それと、3月31日付けでは、専決の補正予算も行っておりまして、これは本市で言いますと、主に国民健康保険の繰出金の最終調整の補正でございます。あとは、市債の額が確定等しますので、そういったものということになってまいります。これらにつきましても、実質的な数字の確定は3月31日ではまだ、その時点で締めということになりますので困難でございます。これらへの対応をどうするかということが少し課題として出てくると認識しております。

あわせて、5月31日、出納閉鎖の日になるんですけれども、この日をもちまして各会計

の実質収支に対応した繰越金、もしくは繰上充用金の専決補正も行っております。これにつきましても、出納閉鎖の日をもって会期を閉めることとなりますので、5月31日付けで補正予算の議決をいただくということが想定されるわけですが、その日の会計への収入状況等を確定した上でということになってまいりますので、これにつきましても、3月末の補正予算とあわせて、対応をどうするのかという懸念がございます。

このことについては、四日市市も同じ状況を抱えていらっしゃると思いますし、また、他市では必ずしも、3月末の専決、5月末の専決をやっていない自治体もありますので、少し調査させていただくことになるかと考えております。

○大森由紀子委員長 ただいまの事務局の報告及び理事者の御発言も参考にさせていただきました、本件について、委員間での御協議をお願いしたいと思いますのですが、先ほどの事務局の報告等でもおわかりのとおり、本件につきましては、通年議会を採用するか否かに始まり、会期の始期、一事不再議の取り扱い等、議論すべき点が多岐にわたっております。

つきましては、本日については、まず、通年議会を採用するか否かに絞って御協議をいただきまして、通年議会を採用すべきという結論が得られた場合には、次回以降において、会期の始期、一事不再議の取り扱い等、他の論点について御協議をいただきたいと思っております。

○大森由紀子委員長 初めに、本件の提案会派に趣旨説明を含め、順次、御意見をお伺いします。

○木村亮太委員 1年ほど前になりますので、当時と趣旨がちょっと変わってきている部分もあるのですが、そのときの思いとしましては、専決処分というのはなるべく控えたい、避けたいという思いで提案させていただきました。この1年間やってきまして、議会での議論をさらに充実させるためにも、通年議会を実施したらいいのではないかと追加して提案させていただきます。

○高橋伸介委員 基本的には、今、木村委員がおっしゃったのと一緒です。ただ、これはもう、何年前になりますかね、堀井先生。もう七、八年になるんですか。三重県四日市市と一緒に行きまして、もうそのときから、議会基本条例や通年議会ができればいいなということで勉強させていただいて、ようやくこうやって日程に上がってきて、現実的には、選択制ですけれども、既に自治法の改正も上程されている状況の中で、本市としては、独自に、自治法の改正があろうがなかろうが、現行の法律の中でやっていきたいという思いで提案させていただいております。

○大橋智洋委員 今、木村委員の方からもあったんですけれども、提案させていただいてから1年以上経過いたしましたので、当時は、もっと集中的な議論の場というものがあってもいいのかなと思っておりましたけれども、堀井委員の方からもありましたように、今年度、委員会審査を活発化させようという動きでありますとか、あるいは、私どもの会派の事情で言えば、決算を会期中に入れてしまうところが本当に一番の肝だと思っておりますので、その意味では、提案会派ということではあるんですけれども、そこまで大きく出なくてもいいのかなと。現状、集中的に審査する場も少し確保されてきていることに加えて、先ほどの決算の話が確保されるのであればここまではいいのかなというのが、1年以上たった今の議論の結果でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいま、委員の発言を踏まえて委員間で御協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。堀井委員。

○堀井 勝委員 私は、先ほどから出ているように、やっぱり、議会というものがあがりながら専決をされるというのは、あんまりよくないと思います。国の法律でもそういう方向を目指すということで、少なくとも、ここで3会派に御提案をいただいているわけでして、福留委員が提案されている決算認定の件も、通年議会であれば、9月議会というこだわりもなく、常時、議会を開いて、スムーズな運営をしていけばいいと思いますので、大いに賛成でございます。

○堤 幸子委員 この件うちの会派では結論が出ておらず、きょうは理事者のお話も聞けるということで、また持ち帰りたと思っています。

先ほど、9月議会へのこだわりという話がありましたけど、確かに通年議会であれば、いついつというのもなくなるとは思っていますが、理事者が言われた点などがどう解決されていくのかというところで、他市でどう運営されているのかを調査したいということもありましたので、きょう、皆さんの話を聞かせていただいて、決めていきたいと思っています。

○前田富枝委員 私の会派でもいろいろな意見があり、皆さんがおっしゃっているように、議論の充実が図られるということと、専決との関係でそれもいいのではないかとということだったので、きょうの意見を聞かせていただいた上で、一旦、持ち帰らせていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○大地正広委員 私どもの会派としては、通年議会に関して推進の立場ということで思っております。市民の皆さんの目から見たときに、定例会のみというのがいかななものかということで、議員たるもの、そういう責任感を持って構えるべきという立場で考えているのですが、通年議会のいろんな取り決め、地方自治法の改正もあり、それから専決のこともありますが、そういうことも精査しないといけないということで、もう少し議論すべきではないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○福留利光委員 先ほど高井部長に専決のことをいろいろと聞かせていただいたのですが、前年度で結構なんですけれども、専決内容の一覧表を、例えば、どれぐらいあったのかという部分も含めて、一度、御提示いただければありがたいと思うのですが、難しいでしょうか。

○高井法子財務部長 179条の専決につきましては、すべて議会の方に御報告させていただいております、それをまとめるのは容易なことでございますので、資料は用意させていただきます。

ただ、その中で、通年議会であれば、緊急の議会を開催していただけていた事案と、やはり、議案の調整が時間的に非常に困難なものがございまして、先ほどの説明では、緊急の議会での対応ということでも事務的な手続の関係で非常に難しいという事案について、説明させていただいたものでございます。

今、おっしゃっていただきました資料についてはまとめさせていただきます。

○大地正広委員 済みません、1つだけ。今のことに関連して確認なのですが、専決というのは179条だけですか。180条はどうなるのでしょうか。

○高井法子財務部長 地方自治法第180条の専決事項は、議会から長の方に専決を委任している形になりますので、これについては、通年議会であっても、改正すれば別ですけども、

従来と変わりがないと思われます。

ただ、179条は、議会を開催するいとまがない、急施を要するということになりますので、こちらについては、基本的には議案として上程いただくことになると考えております。

○大森由紀子委員長 それでは、さまざま御協議をいただき、先ほどから専決の問題が中心となっていますけれども、理事者の方からは、3月末、5月末の定例的な専決への影響も懸念されるという声もいただきました。

また、福留委員の方からは、前年度の専決内容の資料提示をというお話もありましたので、他市の調査も含めまして、また次回に御協議をいただきたいと思っておりますので、各委員の皆様は会派の取りまとめをよろしくお願いいたします。

○堀井 勝委員 きょうの案件について事務局にいろいろ調べていただいて、先進的な都市がたくさんございました。時間があればぜひ勉強に行かせてもらって、ここで議論するのも大事なことですけれども、やっぱり百聞は一見にしかずということですから、正副委員長の方で御議論をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大森由紀子委員長 それでは、先進都市への研修についても、また、正副委員長で検討させていただきたいと思っております。

○大森由紀子委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会は、これをもって散会します。

(午後0時7分 散会)

委員長 大森由紀子

議長 三島孝之